

会員利用規約

第1条（適用範囲）

この規約(以下、「本規約」といいます。)は、株式会社ヤマキ（以下「当社」といいます。）が運営管理する芝球（以下「当スタジオ」といいます。）の利用に関して適用します。

第2条（会員制度）

1. 当スタジオは会員制です。第3条に定める入会資格を有し、本規約を承諾することが必要です。
2. 当スタジオへ入会を希望される方は、当社の指定した所定方法で必要事項を記載したうえで所定の期日内に入会金、月会費を支払うことにより会員資格が付与され、当スタジオの利用が可能となります。（会員資格を付与された方を以下「会員」といいます。）
3. 当スタジオの利用範囲、条件、および運営システム（会員種別を含みます。以下同じです。）については、別に定めます。

第3条（入会資格）

■次の各号のいずれかに該当する者は、会員になれません。

1. 当規約その他当社が定める規則を遵守できない者
2. 当社の決済方法で使用可能なクレジットカードもしくはデビットカード（ご本人名義もしくは家族名義、または当スタジオ利用用途に使用可能な法人カード）を所有していない者
3. 当スタジオの利用に使用可能なスマートフォンを所有していない者
4. 入会申込手続きを行った本人と同一人物であることを確認できない者
5. 申込み時点で未成年であり、親権者、その他法定代理人の同意を得ていない者
6. 過去または現在において、暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と密接な関係を有すると当社が判断した者
7. 感染症法等に定められた感染症のうち、当スタジオの運営または他の利用者への健康リスクが実際に想定され、合理的に施設の利用が困難と判断される場合において、その疾病に罹患している者
8. 施設利用に関する日本語での最低限のコミュニケーションが出来ない者
9. 医師等により運動を禁じられている者
10. 刺青・タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある方で、施設内（施設館内のみならず、駐車場、その他敷地を含みます。）においてそれらの露出を一切行わないことに同意できない者
11. 公序良俗に反する行為をするおそれがあると当社が判断した者
12. 過去に当スタジオより当規約に基づく契約を解約されていない者（ただし、解約された

方であっても、解約の原因が解消された場合等で、当スタジオが検討した結果、再入会資格を認めることがあります。)

13. その他、会員としてふさわしくないと当社が判断した者

■会員が前項の入会資格を充足しないことが判明したとき、または喪失したとき、当社は、その会員に対して、何らの催告をせず、当スタジオの利用もしくは禁止し、または直ちに契約を解約することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、会員はスタジオの利用を制限または禁止された場合であっても、会費等を支払う義務を負うものとします。

第4条（入会手続）

1. 当スタジオに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、当スタジオによる審査を受けたうえ、当スタジオが承諾したときに、当スタジオとの契約が成立し、当スタジオの会員となります。なお、利用開始日は申込日から1ヶ月先までとします。
2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、当スタジオが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。契約の際には、入会に関する初期費用(入会金、事務手数料等)、及び2ヵ月分の月会費を支払うものとします。なお、いかなる理由による中途解約であっても、これらの初期費用および2ヵ月分の月会費は返金いたしません。
3. 会員は、入会后、当スタジオから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。当スタジオは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第7条第1項に定める諸費用を支払います。
4. 未成年の方が入会しようとするときは、当スタジオが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第5条（届出内容変更手続）

1. 会員は、提出した入会申込の内容、その他当スタジオに届け出た内容が正確であることを保証するものとします。
2. 会員は、提出した入会申込の内容、その他入会に関わる内容、健康状態を含めた施設利用に関する状況に変更があったときは、速やかに変更手続きを行うものとします。
3. 当社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について

一切責任を負わないものとします。

第6条（通知）

1. 当社から会員への通知は、会員から届出のあった最新の LINE ID、電子メールなどの電磁的方法、または住所宛に行い、その通知または発送をもって効力を有するものとしします。
2. 会員の管理するスマートフォンの不具合や誤操作、届け出情報の間違い、通信会社による通信障害等でスタジオからの通知が延着しまたは届かなかった場合等、当社に故意または過失が認められない場合は、発送時に通知されたものとみなし、発送後の問題について責任を負わないものとします。

第7条（会費及びチケット料金）

1. 会員種別毎の会費等を別に定めます。
2. 会員は、当社が定める会費等納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて当社が指定する方法および手段により支払うものとします。
3. 会員は、実際の施設利用の有無、多少にかかわらず、当社が別途定める会費等を全て支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
4. 会員登録手続きが完了した月にかかる会員の会費等は、会員種別によって1ヶ月分もしくは日割り計算となります。計算方法は当社が定めるものとします。
5. 会員は、会費等を滞納した場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、会費等その他の債務と一括して、当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。その際の必要な振込手数料等、その他の費用は、当該会員の負担とします。

第8条（会員たる資格の相続・譲渡・貸与）

当スタジオの会員たる資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為または相続、その他の包括継承はできません。

第9条（施設利用）

1. 会員は、当スタジオを当社の定めに従って利用してください。
2. 会員は、スタジオの備え付け以外の器具（ラフマット・ビデオ等）について、危険性がなく、当スタジオを損壊、または他会員・スタッフに迷惑をかけなければ、使用することができます。ただし、使用後は当スタジオを原状に回復する（ラフマットの芝の抜け落ちのごみを捨てる等）義務を負うものとします。

3. 同伴者は1会員につき、最大成人2人までとし、同伴される方にも本規約を適用します。但し、利用する打席によっては最大4名までとします。
4. 会員は、同伴者の行為について一切の責任を負うものとします。
5. 当スタジオは、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができるものとします。この場合、会員以外の利用を認められた方にも本規約を適用します。
6. 18歳以下（高校生以下）の未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意に本人と、スタジオ指定の会員であるその保護者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
7. 当スタジオ指定の会員であるその保護者1人につき、1人の18歳以下（高校生以下）の未成年者が入会することができます。
8. 保護者は、2親等（叔父叔母除く）に限ります。

第10条（禁止事項）

■当社は、以下の各号の行為を禁止事項とします。

1. 原則

本規約その他当社が定める規則、当スタジオに掲示されたルール、慣習上のルール、公序良俗、当社の説明および指示に反する行為

2. 心身服装に関して

- (1) 社会通念を逸脱した、または当社が不適当と判断した服装（肌着や無着用、露出度が高い、あるいは不潔等）でのスタジオ利用
- (2) 外傷や感染症等の症状、精神的・認知的な不安定さにより、当スタジオの衛生維持や他の利用者の安全確保において合理的な支障が生じると当社が判断する場合において、その症状が十分に管理されていない状態でのスタジオ利用
- (3) 酒気を帯びてのスタジオ利用

3. 持ち込み物に関して

- (1) スタジオおよび敷地内での飲酒および飲食行為
- (2) 水分摂取は認められますが、スタジオを汚すおそれのある蓋のついていない容器での持ち込み行為およびスタジオを汚した際の放置行為
- (3) 刃物・薬品等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品、または強い臭気を発するものなど他人に迷惑になるものを当スタジオまたはその敷地内へ持ち込む行為
- (4) 動物（あらかじめ許諾された介助犬は除く。）

4. 迷惑行為に関して

- (1) 無許可で、スタジオまたはその敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、賭博・勧誘行為、政治・宗教活動、許可のない他人の写真撮影・ビデオ撮影・録音等、

アンケート協力等の依頼、署名活動をする行為

- (2) 直接、間接に関わらず、他の利用者やスタッフ（業務委託を含みます。）または当社への誹謗、中傷、暴言、暴力、拘束、威圧、威嚇、迷惑行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等あらゆる種類のハラスメントや他人を不快にさせる行為（LINE・Twitter・Facebook等のSNSや電話・メール・郵便等によるものを含み、器具を叩きつけるなど、故意に音を立てまたは振動を与える行為を含みます。）
- (3) 当スタジオの会員への他施設への勧誘、およびスタッフに対する当社からの退職の勧誘、他社への就職あっせん、引抜きその他これらに類する行為
- (4) その他、当スタジオの秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷付ける言動をする行為
- (5) 喫煙エリア以外での喫煙

5. 利用資格違反

- (1) 入会申込に提出した内容、その他当スタジオに届け出た内容に虚偽、または変更があった際の届出の遅延行為
- (2) 当社から本人確認書類の提示を求められたときに、その求めに速やかに応じない行為
- (3) 当スタジオの利用を認められていない者を同伴させる行為。または、利用を認められた人数を超えての同伴行為
- (4) セキュリティキー（QRコード等）を第三者に譲渡、貸与、その他当社に無断で会員本人以外の第三者に使用させる行為

6. 施設利用違反

- (1) 当スタジオの設備や備付のボール、モニター等の備品を損壊、汚損等し、または持ち出す行為
- (2) 無許可での各種設備設定（空調・照明・音響等を含むがこれらに限らない）を変更する行為
- (3) 立ち入り禁止区域へ立ち入る行為
- (4) 打席内での以下の行為
 - ① 打席幅を越える、または施設・備品に損壊を与えるようなスイングやクラブによる指導
 - ② 打席設備の移動、および不適切と思われる使用
 - ③ 当スタジオ備え付けのボール以外の使用
 - ④ 予約した打席以外の使用

7. その他

- (1) 当社が提供するサービスおよび商品、その他本サービスを通じて知り得た一切の情報について、会員個人の私的利用の範囲を超えて利用する行為
- (2) 他の会員、第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー

一、もしくはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為

- (3) 前号の他、他の会員、第三者、当社に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (4) 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員または第三者にまたは当社に提供する行為
 - (5) 当社が著作権を有する WEB サイト、SNS 等に掲載される全ての情報（文章、写真、イラスト等）について個人で利用する以外の目的で使用する行為
 - (6) 当スタジオの目的にそぐわない行為、営業妨害とみなされる行為
8. 当社は、前項の禁止事項に違反した会員に対して、相当期間の入館の禁止、退場または退会処分、その他当社が必要と判断した措置を取ることができるものとします。

第 11 条（免責）

- 1. 当社は、会員が当スタジオの利用中に受けた損害に対して、当社およびスタッフ（業務委託を含みます。）に故意または重過失がある場合を除き、損害に対する責を負わないものとします。
- 2. 当社は、会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、当社およびスタッフ（業務委託を含みます。）に故意または重過失がある場合を除き、一切関与せず、責を負わないものとします。

第 12 条（会員の損害賠償責任）

- 1. 会員は、当スタジオの利用中、会員の責に帰すべき事由により、当スタジオ、他の会員、その他の第三者に損害を与えたときは、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。また、会員は、スタジオ内の設備、備品、什器、レンタル品等を破損、汚損、紛失または盗難した場合、その修理・交換・再取得に要する費用、営業上の損失その他当スタジオが被った一切の損害について賠償する責任を負うものとします。
- 2. 会員は、同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負うものとします。
- 3. 当スタジオは、会員が本条に基づく賠償責任を負う場合において、会員が登録したクレジットカードその他の決済手段を通じて、損害賠償金を請求・決済することができるものとします。この場合、会員は事前に異議を述べないものとします。
- 4. 会員の故意または重過失により重大な損害が発生した場合、当スタジオは必要に応じて警察その他の関係機関へ通報することができるものとします。
- 5. 会員が法令または本規約に違反する行為を行い、当スタジオが行政指導、営業停止、風評被害等の損害を被った場合、当該会員はその一切の損害について賠償責任を負うものとします。

第 13 条（持込物に関する責任）

1. 会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
2. 当社は、会員の当スタジオへの持込物に滅失または毀損が生じた場合であっても何ら責任を負わず、忘れ物の管理、搜索、保管の責を負わないものとします。
3. 当スタジオは、会員が当スタジオに放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。ただし次の各号に定めるものを除きます。
 - (1) 現金及び有価証券
 - (2) その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物
 - (3) 建物又は自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの
 - (4) 携帯電話用装置
 - (5) 運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの
 - (6) 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード
 - (7) 当該物又はその付属物に記載又は付加した情報により、その所有者又は占有者が識別できる物
4. 第 3 項に定める物については当スタジオにて一定期間保管し、その後は警察に届出するものとします。

第 14 条（会員種別と会員ステイタスの変更）

1. 会員は 10 日までに所定の変更申請を行うことにより、翌月から、以下の変更をすることができます。
 - (1) 会員種別
 - (2) 休会
 - (3) 退会
 - (4) 復会
2. 締め日を過ぎてからの申請は、次の締め日の該当月に変更が適用されます。
3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、申請手続きが完了するまで、変更前の会費等を支払う義務を負うものとします。
4. 会員は、会費等の全部または一部が未納の場合は、第 1 項の完了時まで完納しなければならないものとします。
5. 会員は、会費等について月の途中でであっても、当該月分を全額支払わなければならないものとします。
6. 会員が自己都合により会費等の全部または一部の滞納が 2 か月間となった場合は退会とします。

7. 会員が死亡した場合、会員の親族又はこれに準ずる方が、退会手続きを完了させる必要があるものとし、当該退会手続き及び退会日の取り扱いについては、本条の規程が適用されるものとします。

第 15 条（休会および復帰）

1. 会員は、インターネット等指定された方法にて手続きを行った上で、月単位で当スタジオを休会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。但し、諸事情によりやむを得ないと判断できる場合はこの限りではありません。
2. 休会手続は、休会開始を希望する月の前月 10 日 23 時 59 分までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の 1 日より休会扱いとします。各月の 11 日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の 1 日より休会扱いとなります。
3. 本条の休会手続きが完了しない場合は休会扱いとなりませんので、当スタジオのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
4. 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当スタジオに復帰扱いとなります。
5. その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第 16 条（退会）

1. 会員が自己都合により当スタジオを退会する場合は、インターネット等指定された方法にて手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。但し、諸事情によりやむを得ないと判断できる場合はこの限りではありません。
2. 退会手続きは、退会を希望する月の 10 日までに行うものとし、その場合は、当該月の末日をもって退会となります。月の 11 日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。
3. 本条の退会手続きが完了しない場合は在籍となりますので、当スタジオのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
4. 会費等の全部または一部が未納の場合は、第 1 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
5. 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当スタジオに復帰扱いとなります。
6. 第 7 条 2 項に反し、会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が 2 か月間となった場合規約退会とします。また滞納分については、支払期日の翌日から支払日までの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、会費等その他の債務と一括して、当スタジオが指定する方法で支払いを求めることができます。

その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第 17 条（施設の休業および閉鎖）

1. 当スタジオは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、スタジオの全部または一部を臨時休業または閉鎖することができます。
 - (1)天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
 - (2)施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
 - (3)貸し切りイベントの開催等、その他当社が休業を認めるとき。
 - (4)判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があったとき。
 - (5)社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
 - (6)電波障害、施設内機器故障、施設停電など、当スタジオを営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
2. 前項の場合、法令の定めまたは当社が認める場合を除き、会員が負担する会費等の支払義務が軽減または免除されることはありません。
3. 当社は、当スタジオの臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、早めに事前に会員に対しその旨を告知または通知します。

第 18 条（会費等、利用範囲、条件、規約および運営システムの変更について）

1. 当社は、本規約に基づいて会員が負担する会費等、利用範囲、条件および施設運営システムについて、当社が必要と判断したときは、会員に対して事前に告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができるものとします。
2. 当社は前項による本規約の変更に当たり、事前に利用規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を会員へ通知するものとします。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に会員が当スタジオを利用したとき、会員は本規約の変更に同意したものとみなします。
4. 当スタジオが廃止された場合、自動的に会員はその資格を喪失することとします。

第 19 条（資格喪失）

1. 会員は、次の各号の場合には、自動的にその会員資格を喪失します。
 - (1) 退会または退会処分
 - (2) 死亡または法人の解散
 - (3) 当スタジオが閉鎖されたとき
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、資格喪失日の属する月の会費等につき、当社が

定める計算方法にて日割計算のうえ精算するものとします。

第 20 条（告知方法）

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示および電子メール等の電磁的方法により行います。

第 21 条（合意管轄）

本規約に関して争訟が生じた場合には、当スタジオの本店所在地を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（附則）

本規約は 2025 年 7 月 2 日施行とする。